

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 1 0 月 1 0 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門長 南 浩史

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 (単価契約) イカナゴ 0 歳魚の魚体測定および耳石解析業務
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和 8 年 3 月 2 0 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、単価に予定数量を乗じた合計額を記載すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程 (平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号) 第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「調査・研究」で「 A 」、「 B 」、「 C 」又は「 D 」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識・技術を有することを証明した者であること。
- (6) 仕様書を踏まえた実施体制を整備するとともに、第三者に委託することなく業務責任者 (査定結果の最終判定を行える者) を有していることを証明した者であること。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等 (入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等) の交付を受けること。
- ① 直接交付
広島県廿日市市丸石 2 - 1 7 - 5
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門管理課
電話 0 8 2 9 - 5 5 - 3 7 0 5
F A X 0 8 2 9 - 5 4 - 1 2 1 6
 - ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「 (単価契約) イカナゴ 0 歳魚の魚体測定および耳石解析業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。
 - ③ メールによる交付
任意書式に「 (単価契約) イカナゴ 0 歳魚の魚体測定および耳石解析業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。

- 4 . 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕 様 書 等 に 関 し 質 疑 が あ る 場 合 に は 、 令 和 7 年 1 0 月 2 1 日 ま で に 上 記 3 . あ て に メ ー ル (ア ド レ ス は 入 札 説 明 書 に 記 載) 又 は フ ァ ッ ク ス に て 質 疑 を 行 う こ と 。 当 日 ま で の 質 疑 を 取 り ま と め 、 回 答 は 入 札 説 明 書 受 領 者 全 員 に 対 し て 行 う と と も に 当 機 構 の ホ ー ム ペ ー ジ に て 公 表 す る こ と に よ り 入 札 説 明 会 に 代 え る 。
な お 、 当 該 日 以 降 に 質 疑 が 発 生 し た 場 合 も 随 時 受 け 付 け 、 同 様 に 対 応 す る 。
た だ し 、 質 疑 内 容 に 個 人 に 関 す る 情 報 で あ っ て 特 定 の 個 人 を 識 別 し 得 る 記 述 が あ る 場 合 及 び 法 人 等 の 財 産 権 等 を 侵 害 す る お そ れ の あ る 記 述 が あ る 場 合 に は 、 当 該 箇 所 を 伏 せ 又 は 当 該 質 疑 を 公 表 せ ず 、 質 疑 者 の み に 回 答 す る こ と が あ る 。
- 5 . 証 明 に 関 す る 事 項

(1) 証 明 書 等

(2) 提 出 場 所

(3) 提 出 期 限

競 争 参 加 者 は 、 上 記 2 . (5) 及 び (6) を 証 明 す る 証 明 書 等 を 提 出 し な け れ ば な ら ない 。
入 札 説 明 書 に よ る 。
3 . ① に 同 じ 。
令 和 7 年 1 0 月 2 3 日 1 7 時
- 6 . 入 札 の 日 時 及 び 場 所 等

(1) 入 札 の 日 時 及 び 場 所

令 和 7 年 1 0 月 3 1 日 1 4 時 0 0 分
神 奈 川 県 横 浜 市 金 沢 区 福 浦 2 - 1 2 - 4
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
横 浜 庁 舎 ビ デ オ ラ イ ブ ラ リ ー 室

(2) 郵 便 に よ る 入 札 書 の 受 領 期 限 及 び 提 出 場 所

令 和 7 年 1 0 月 3 1 日 1 2 時 0 0 分
神 奈 川 県 横 浜 市 金 沢 区 福 浦 2 - 1 2 - 4
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 水 産 資 源 研 究 所
管 理 部 門 管 理 課 用 度 担 当
- 7 . そ の 他

(1) 契 約 手 続 き に お い て 使 用 す る 言 語 及 び 通 貨

日 本 語 及 び 日 本 国 通 貨 。

(2) 入 札 保 証 金 及 び 契 約 保 証 金 免 除 。

(3) 入 札 の 無 効

本 公 告 に 示 し た 競 争 参 加 資 格 の な い 者 の 提 出 し た 入 札 書 及 び 入 札 に 関 す る 条 件 に 違 反 し た 入 札 書 は 無 効 と す る 。

(4) 契 約 書 作 成 の 要 否

要 。

(5) 落 札 者 の 決 定 方 法

予 定 価 格 の 制 限 の 範 囲 内 で 最 低 価 格 を も っ て 有 効 な 入 札 を 行 っ た 入 札 者 を 落 札 者 と す る 。

(6) 競 争 参 加 者 は 、 入 札 の 際 に 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 の 資 格 審 査 結 果 通 知 書 写 し 又 は 全 省 庁 統 一 資 格 の 資 格 審 査 結 果 通 知 書 写 し を 提 出 す る こ と 。

(7) 詳 細 は 入 札 説 明 書 に よ る 。
- 8 . 契 約 に 係 る 情 報 の 公 表

(1) 公 表 の 対 象 と な る 契 約 先

次 の ① 及 び ② い ず れ に も 該 当 す る 契 約 先

① 当 機 構 に お い て 役 員 を 経 験 し た 者 (役 員 経 験 者) が 再 就 職 し て い る こ と 又 は 課 長 相 当 職 以 上 の 職 を 経 験 し た 者 (課 長 相 当 職 以 上 経 験 者) が 役 員 、 顧 問 等 ※ 注 1 と し て 再 就 職 し て い る こ と

② 当 機 構 と の 間 の 取 引 高 が 、 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 の 3 分 の 1 以 上 を 占 め て い る こ と ※ 注 2

な お 、 「 当 機 構 」 と は 、 改 称 前 の 独 立 行 政 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ ー 及 び 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ ー 、 統 合 前 の 独 立 行 政 法 人 水 産 大 学 校 を 含 み ま す 。

※ 注 1 「 役 員 、 顧 問 等 」 に は 、 役 員 、 顧 問 の ほ か 、 相 談 役 そ の 他 い か な る 名 称 を 有 す る 者 で あ る か を 問 わ ず 、 経 営 や 業 務 運 営 に つ い て 、 助 言 す る こ と 等 に よ り 影 響 力 を 与 え る と 認 め ら れ る 者 を 含 む 。

※ 注 2 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 の 額 は 、 当 該 契 約 の 締 結 日 に お け る 直 近 の 財 務 諸 表 に 掲 げ ら れ た 額 に よ る こ と と し 、 取 引 高 は 当 該 財 務 諸 表 の 対 象 事 業 年 度 に お け る 取 引 の 実 績 に よ る 。

(2) 公 表 す る 情 報

上 記 (1) に 該 当 す る 契 約 先 に つ い て 、 契 約 ご と に 、 物 品 役 務 等 の 名 称 及 び 数 量 、 契 約 締 結 日 、 契 約 先 の 名 称 、 契 約 金 額 等 と 併 せ 、 次 に 掲 げ る 情 報 を 公 表 す る 。

- ① 当 機 構 の 役 員 経 験 者 及 び 課 長 相 当 職 以 上 経 験 者 (当 機 構 O B) の 人 数 、 職 名 及 び 当 機 構 に お け る 最 終 職 名
- ② 当 機 構 と の 間 の 取 引 高
- ③ 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 に 占 め る 当 機 構 と の 間 の 取 引 高 の 割 合 が 、 次 の 区 分 の い ず れ か に 該 当 す る 旨
3 分 の 1 以 上 2 分 の 1 未 満 、 2 分 の 1 以 上 3 分 の 2 未 満 又 は 3 分 の 2 以 上
- ④ 一 者 応 札 又 は 一 者 応 募 で あ る 場 合 は そ の 旨

(3) 当 機 構 に 提 供 し て い た だ く 情 報

- ① 契 約 締 結 日 時 点 で 在 職 し て い る 当 機 構 O B に 係 る 情 報 (人 数 、 現 在 の 職 名 及 び 当 機 構 に お け る 最 終 職 名 等)
- ② 直 近 の 事 業 年 度 に お け る 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 及 び 当 機 構 と の 間 の 取 引 高

(4) 公 表 日

契 約 締 結 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 原 則 と し て 7 2 日 以 内 (4 月 に 締 結 し た 契 約 に つ い て は 原 則 と し て 9 3 日 以 内)

(5) そ の 他

当 機 構 ホ ー ム ペ ー ジ (契 約 に 関 す る 情 報) に 「 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 が 行 う 契 約 に 係 る 情 報 の 公 表 に つ い て 」 が 掲 載 さ れ て い る の で ご 確 認 い た だ く と と も に 、 所 要 の 情 報 の 当 機 構 へ の 提 供 及 び 情 報 の 公 表 に 同 意 の 上 で 、 応 札 若 し く は 応 募 又 は 契 約 の 締 結 を 行 っ て い た だ く よ う ご 理 解 と ご 協 力 を お 願 い い た し ま す 。
な お 、 応 札 若 し く は 応 募 又 は 契 約 の 締 結 を も っ て 同 意 さ れ た も の と み な さ せ て い た だ き ま す の で 、 ご 了 知 願 い ま す 。

9 . 公 的 研 究 費 の 不 正 防 止 に か か る 「 誓 約 書 」 の 提 出 に つ い て

当 機 構 で は 、 国 より 示 さ れ た 「 研 究 機 関 に お け る 公 的 研 究 費 の 管 理 ・ 監 査 の ガ イ ド ラ イ ン (実 施 基 準) 」 (平 成 1 9 年 2 月 1 5 日 文 部 科 学 大 臣 決 定) に 沿 っ て 、 公 的 研 究 費 の 契 約 等 に お け る 不 正 防 止 の 取 り 組 み を 行 っ て お り 、 取 り 組 み の ひ と つ と し て 、 取 引 先 の 皆 様 に 「 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 と の 契 約 等 に あ た っ て の 注 意 事 項 」 (URL : http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf) を ご 理 解 い た だ き 、 一 定 金 額 以 上 の 契 約 に 際 し て 、 当 該 注 意 事 項 を 遵 守 す る 旨 の 「 誓 約 書 」 の 提 出 を お 願 い し て い ま す 。

公 的 研 究 費 の 不 正 防 止 関 係 書 類 (① 公 的 研 究 費 の 不 正 防 止 に か か る 「 誓 約 書 」 の 提 出 に つ い て 、 ② 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 と の 契 約 等 に あ た っ て の 注 意 事 項 、 ③ 誓 約 書) は 、 入 札 説 明 書 に 添 付 し ま す の で 、 契 約 相 手 方 と な っ た 場 合 は 、 誓 約 書 の 提 出 を お 願 い し ま す 。

な お 、 当 機 構 の 本 部 、 研 究 所 、 開 発 調 査 セ ン タ ー 、 水 産 大 学 校 い ず れ か 1 箇 所 に 1 回 提 出 し て い た だ け れ ば 、 当 機 構 内 の 次 回 以 降 の 契 約 で は 再 提 出 す る 必 要 は あ り ま せ ん 。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 (単価契約)イカナゴ 0 歳魚の魚体測定および耳石解析業務
(兵庫県、香川県)

2. 業務目的

本業務は、生物情報収集調査によって得られたイカナゴ 0 歳魚の代表漁協水揚げ標本から、指定した部位の計測および耳石摘出・解析作業を請負業者に外注することによって業務の効率化を図り、資源評価調査研究に資することを目的とする。

3. 業務場所 請負業者指定場所

4. 履行期限 令和 8 年 3 月 20 日

5. 予定数量

- | | |
|---------------------------------|----------|
| 1) イカナゴ 0 歳魚の魚体測定および耳石解析業務(兵庫県) | 150 検体 |
| 2) イカナゴ 0 歳魚の魚体測定および耳石解析業務(香川県) | 150 検体 |
| | 計 300 検体 |

※予定検体数は実際の依頼数量を保証するものではない

※発送予定時期:12 月

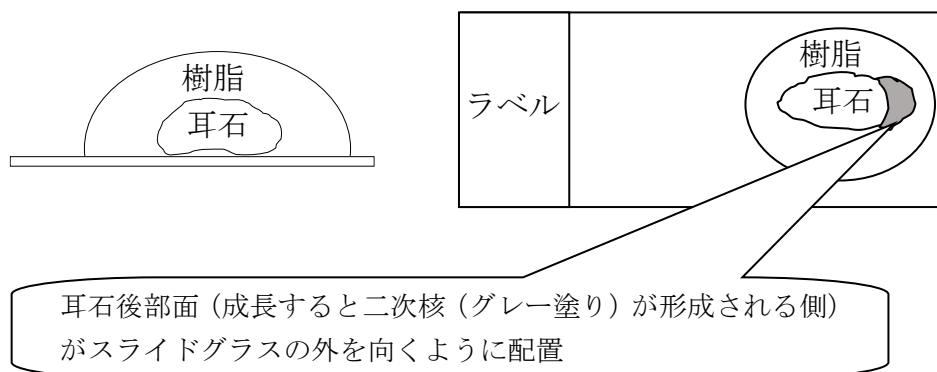
6. 業務内容

- 1) イカナゴ 0 歳魚の魚体測定および耳石解析業務(兵庫県)

標本採集実施機関:兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター

- (1) 標本の送付: 当所の依頼により標本を採集した標本採集実施機関が請負者に標本瓶、標本一覧表、および当所が作成した表計算ソフト(エクセル)のデータ入力用ファイルを請負業者に送付する。なお、標本送付にかかる運送費は請負業者が負担する。
- (2) 標本の確認: 請負業者は標本を受け取ったら、速やかに標本瓶と標本一覧表を照合し、標本瓶の破損、標本の固定状態等を確認する。確認後、標本一覧表の受領確認欄に確認印を押し、標本採集実施機関へ返送する。標本瓶と標本一覧表との不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに標本採集実施機関と取扱いについて協議する。
- (3) 測定個体の選別・計数・計測: 標本瓶中の標本個体について無作為に抽出する。選択した個体の全長(mm)、体長(mm)、体重(g)を測定する(小数点以下 1 桁)。
- (4) 耳石の摘出・樹脂包埋・表面研磨: 測定済みの魚体から左右の耳石(扁平石)を摘出する。耳石摘出後の魚体は廃棄してかまわない。摘出した耳石は表面の組織片や汚れを

取り除き、左右それぞれあらかじめスライドガラスに滴下した樹脂内に内部面が上を向く（上に凸）ように封入、かつなるべく耳石後部面（成長に伴い二次核が形成される）がスライドガラスの外側を向くように配置する（下図参照）。樹脂（新ペトロポキシ 154:株式会社 マルトー等）は規定分量の 2 液を混合して用いる。混合の際には気泡が生じるため、混合は包埋の数時間前にしておくことが望ましい。80～100℃で 1 昼夜安置し、樹脂の硬化を確認した後、表面研磨を行う。研磨には#2000、1000、800 等の耐水研磨紙を用いて核の直上まで研磨を進め、アルミナ研磨液（バイカロックス等）で鏡面仕上げを行う。



ラベルは採集年月日・標本漁協（または調査場所）名ー標本番号・左右（L または R）で記す。

- (5) 耳石輪紋の検鏡・輪紋計数・計測: 研磨した耳石は光学顕微鏡で輪紋数、輪紋幅の確認、撮影を行う。核から半径約 10 μ m の範囲では輪紋が微細で光学顕微鏡では捉えきれない可能性があるため、核周辺部は電子顕微鏡により輪紋計数および撮影を行う。その際、0.5 規定の塩酸で 30 秒程度のエッチングを行い、核を表出させる。輪紋の計数、輪紋幅の測定、データ出力は RATOC 社の耳石日輪計測システムを用いる。電子顕微鏡下、光学顕微鏡下、2 次核形成輪紋についてはそれぞれ別の色でマーキングする。なお、輪紋計数および輪紋幅測定は基本的に左側の耳石を用い、奇形や破損等で左側耳石の使用が困難な場合には右側を用いることとする。処理済みのプレパラートはプレパラートボックスに収納する。プレパラートボックスおよび処理個体を抜き出した後の残

りの標本が入っている標本瓶については標本採集実施機関に返送する。送付にかかる一切の費用は請負業者が負担する。なお、これらの送付先の住所については、下記(7)の成果物提出先住所と同じである。

(6) 結果の入力: (1) で送付されたエクセルファイルの例に倣い、「測定データ」シートに個別別に No、通し番号、RATOC 標本番号、漁獲年月日、調査場所、全長(mm)、体長(mm)、体重(g)、摘出耳石の左右を入力する。また、「RATOC マージ」シートとして RATOC 測定データ:RATOC フォーマットに従い標本番号(スライドガラスのラベルと共通だがローマ字表記)、体長、耳石径、日輪数、採集ステーション、採集日付、耳左右、日輪幅、ランクの各項目に入力・マージしたシートを挿入する。

(7) 成果物: 上記(6)にて入力したエクセルファイルデータおよび撮影画像(光学顕微鏡、電子顕微鏡)を電子媒体(CD 等)に保存のうえ、紙媒体の結果表とともに下記 2 機関へ提出する。提出する成果物は、提出先 1 については紙媒体、電子媒体を 1 部ずつ、提出先 2 については 3 部ずつとする。なお、成果物送付にかかる費用は請負業者が負担すること。

・提出先 1: 〒674-0093 明石市二見町南二見 22-2
兵庫県立農林水産技術総合センター 水産技術センター

・提出先 2: 〒739-0452 広島県廿日市市丸石 2-17-5
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所

2) イカナゴ 0 歳魚の魚体測定および耳石解析業務(香川県)
標本採集実施機関: 香川県水産試験場

(1) 標本の送付: 1) に同じ

(2) 標本の確認: 1) に同じ

(3) 測定個体の選別・計数・計測: 1) に同じ

(4) 耳石の摘出・樹脂包埋・表面研磨: 1) に同じ

(5) 耳石輪紋の検鏡・輪紋計数・計測: 1) に同じ

(6) 結果の入力: 1) に同じ

(7) 成果物: 上記(6)にて入力したエクセルファイルデータおよび撮影画像(光学顕微鏡、電子顕微鏡)を電子媒体(CD 等)に保存のうえ、紙媒体の結果表とともに下記 2 機関へ提

出する。提出する成果物は、提出先1については紙媒体、電子媒体を1部ずつ、提出先2については3部ずつとする。なお、成果物送付にかかる費用は請負業者が負担すること。

・提出先1: 〒761-0111 香川県高松市屋島東町 75-5

香川県水産試験場

・提出先2: 〒739-0452 広島県廿日市市丸石 2-17-5

国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所

7. そ の 他

- 1) 提出された成果物について、担当者が確認を行い、不備が発覚した際は全面やり直しを命ずることがある。
- 2) 業務で知り得た情報については、社内で適切に管理し、第三者への開示はしないこと。
- 3) 詳細については、当所担当者と協議の上で施行するものとする。